


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年12月21日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
大阪府株式会社大阪前田製菓におけるボイラー装置の更新技術による温室効果ガス削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社大阪前田製菓(カブシキカイシャオオサカマエダセイカ)		
住所	大阪府藤井寺市小山6丁目5番46号		
代表者氏名	前田 重和	代表者役職	
担当者氏名	中谷 恵一	担当者 所属部署・役職	管理部・部長
担当者 E-mail	nakatani@osaka-maeda.co.jp	担当者電話番号	072-952-0029
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社大阪前田製菓		
プロジェクト参加者名	一般財団法人大阪府みどり公社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社大阪前田製菓		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		
検証機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0100
プロジェクト登録日	平成23年4月12日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>1. 目的 大阪前田製菓では、工場の省エネ対策に取り組んでおり、ボイラーの燃料代替をオフセット・クレジットの対象案件として設備資金に充当することにより、更なる省エネ対策の推進を図る。</p> <p>2. 方法 重油を使用するボイラーから都市ガスを使用する高効率ボイラーに転換することにより、化石燃料による CO2 排出量の削減を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1 A 重油ボイラー(1,000kg/h 1台 サムソン形式 BO α -1000、1,500kg/h 1台 サムソン形式 BO α -1500)から高効率都市ガス貫流ボイラー(1,000kg/h、2台サムソン形式 NFBS-1000PN)に転換。高効率ボイラーの導入と A 重油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO2 排出量を削減。</p> <p>ボイラー効率が 85%から 96%に代わるので、既存よりも高効率である。</p> <p>既存ボイラーは更新により撤去するまで正常に稼働し蒸気を工場で使用していたため継続可能な状態であり、故障や老朽化による更新ではない。更には、導入ボイラーは蒸気発生のみでありコージェネではない。</p> <p>条件2 これまで A 重油を使用していたボイラーを都市ガスに燃料転換すること、熱効率 85%であった旧式ボイラーを熱効率 96%の高効率ボイラーに更新するため CO2 排出量が削減される。</p> <p>条件3 ボイラーで発生させた蒸気は自社工場の菓子製造装置等で全て自家消費している。</p> <p>条件4 ・CO2削減量: 133t CO2/年 本プロジェクトは、年間マイナス約 340 万円と試算され、プロジェクトの採算性はない。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>・プロジェクト総事業費:12,791 千円</p> <p>・補助金等:4,321 千円((交付予定額)都市ガス振興センター補助金(税込))</p> <p>・燃料削減費:8,288 千円/年-11,768 千円/年 = -3,480 千円/年</p> <p>【代替前】</p> <p>・A 重油の年間消費量 155.5kl/年(53.3※円/l)</p> <p>⇒ 8,288 千円/年(155.5kl/年×53.3 円/l×1,000) ※平成 22 年9月の購入単価実績値</p> <p>【代替後】</p> <p>・都市ガス年間消費量(推計値)132.5 千m³(88.8※※円/m³)</p> <p>⇒ 11,768 千円/年(132.5 千m³/年×88.8 円/m³×1,000)</p> <p>**平成 22 年9月の大阪ガスの支払い実績から算出した単価</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>消防法及び労働安全衛生法に基づく届出済</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機器名</th> <th style="width: 35%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">耐用年数</th> <th style="width: 15%;">導入時期</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貫流ボイラー</td> <td>サムソン NFBS-1000PN 2 台</td> <td>15 年</td> <td>平成 23 年 1 月 12 日</td> <td>設備容量:2t/h(1t/h ×2 台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p> <p>都市ガスの使用量は購入伝票で把握</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>ボイラーの稼働実績等の記録は毎日記録し、担当者が保管管理し、報告書は管理責任者が認証するとともに第三者機関((一財)大阪府みどり公社)がチェックを実施。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>ボイラーの稼働実績等の記録は毎日記録し、担当者が保管管理し、報告書は管理責任者が認証するとともに第三者機関(一財)大阪府みどり公社がチェックを実施。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>工場内での省エネ対策に取り組むとともに、平成 24 年 6 月と 11 月には社員の教育・訓練を行い、情報の保管、データの確認や内部データチェックを行う体制を社内に構築するとともに、平成 24 年 11 月 29 日に管理責任者が指名する内部監査員による監査を実施し、プロジェクトの進捗状況の審査を行った。また、平成 24 年 11 月 5 日には第三者機関からデータ検証を受けた。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	貫流ボイラー	サムソン NFBS-1000PN 2 台	15 年	平成 23 年 1 月 12 日	設備容量:2t/h(1t/h ×2 台)
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考							
貫流ボイラー	サムソン NFBS-1000PN 2 台	15 年	平成 23 年 1 月 12 日	設備容量:2t/h(1t/h ×2 台)							

モニタリング結果概要 ²	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 特になし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減 プロジェクト用) ver. 2.3						
適用方法論	方法論番号	E011 ver. 1.2					
	方法論名称	ボイラー装置の更新					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年9月1日～2012年10月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積							
	排出削減・ 吸収量	年度 t-CO ₂	2008	2009	2010	2011	2012
		127t-CO ₂ ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>株式会社大阪前田製菓</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由： _____</p> <p>【② 三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③ 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
 ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上